

消防予第 115 号
平成 9 年 6 月 30 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

加圧送水装置の基準を定める告示の制定について(通知)

平成 9 年 6 月 30 日に加圧送水装置の基準を定める告示(平成 9 年消防庁告示第 8 号)が制定された。

この告示は、従来、「加圧送水装置等の構造及び性能の基準の細目について」(昭和 55 年 6 月 2 日付け消防予第 111 号。以下「111 号通知」という。)により運用されてきた加圧送水装置の基準について、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 12 条第 1 項第 7 号ニの規定に基づき基準化したものであり、その内容については、下記のとおりである。

貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

1 基準の概要

- (1) 所要の用語の意義が定められたこと。
- (2) 加圧送水装置を高架水槽方式、圧力水槽方式及びポンプ方式に区分し、それぞれ構造、材質、機能、性能等について定められたこと。
- (3) 高架水槽方式の加圧送水装置(高架水槽の落差を利用して圧力を得るもの)
作動性、耐久性、メンテナンスの容易性、防食処理、耐震対策等について定められたこと。
- (4) 圧力水槽方式の加圧送水装置(水槽に加えられた圧力を利用して送水を行うもの)
作動性、耐久性、メンテナンスの容易性、圧力水槽の強度、加圧用の気体の種類等、防食処理、耐震対策等について定められたこと。
- (5) ポンプ方式の加圧送水装置(ポンプにより送水のための圧力を得るもの)
 - ア ポンプの構造について定められたこと。
 - イ ポンプの材質について定められたこと。

- ウ ポンプの放水性能について定められたこと。
- エ ポンプの耐圧力について定められたこと。
- オ 電動機の構造、機能、絶縁性能及び始動方式について定められたこと。
- カ ポンプ及び電動機に掲げる表示について定められたこと。

(6) ポンプ方式の加圧送水装置の付属装置等

- ア 制御盤の構造、機能、設備、表示等について定められたこと。
- イ 呼水装置の材質、容量、構造、機能等について定められたこと。
- ウ 水温上昇防止用逃し配管の接続方法、配管口径、機能等について定められたこと。
- エ ポンプ性能試験装置の接続方法、機能等について定められたこと。
- オ 起動用水圧開閉装置の容量、耐圧力、接続方法、設備、機能等について定められたこと。
- カ バルブ類の材質、表示等について定められたこと。
- キ フート弁の構造及び材質について定められたこと。
- ク 圧力計及び連成計の精度について定められたこと。
- ケ 非常動力装置の構造及び性能、接続部のクラッチ等について定められたこと。

2 施行期日等

- (1) この告示は、平成 9 年 7 月 1 日から施行することとされたこと。

(2) 基準の適用

消防法施行規則の一部を改正する省令(平成 9 年自治省令第 19 号)附則第 2 項により、平成 9 年 7 月 1 日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、改築、移転、修繕、若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、屋外消火栓設備及び連結送水管のうち、この告示の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、なお従前の例によることとされていること。

3 その他

- (1) この告示の施行に伴い、111 号通知については廃止するものであること。

(2) 111 号通知の基準に適合するものとして、財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)の認定を受けた加圧送水装置については、この告示に適合しているものとして取り扱ってさしつかえないものであること。

(3) 加圧送水装置の基準への適合性を確保することを目的として、安全センターにおいては、引き続き認定を行うこととしていること。